

阿賀野市告示第 19 号

令和 6 年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 31 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

令和 6 年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、光熱費や食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して支給する、令和 6 年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 阿賀野市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金（以下「重点支援給付金」という。）は、前条の趣旨に基づき、阿賀野市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 重点支援給付金の支給対象者は、令和 6 年 12 月 13 日（以下「基準日」という。）において、阿賀野市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 6 年度分の市区町村民税（区は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条の規定による特別区を言う。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市区町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和 6 年 1 月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和 6 年 1 月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和 6 年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事

情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和 6 年度分の市民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの 1 年間の収入見込額（令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までの任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は 1 年間の所得見込額（当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた世帯主を含む世帯（当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（1） 市区町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

（2） 租税条約による免除の適用の届出によって市区町村民税が課されていない者を含む世帯又は令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入してきた者を含む世帯

（3） 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金又は重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

（支給額）

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して給付する重点支援給付金の金額は、1 世帯あたり 3 万円とする。

（受給権者）

第 5 条 重点支援給付金の受給権者は、給付対象となる世帯の世帯主とする（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成

者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 重点支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書（第1号様式）の提出、非課税世帯用申請書（第2号様式）又は家計急変世帯用申請書（第3号様式。以下第2号様式及び第3号様式を「申請書」という。）による申請により行う。

- 2 確認書の提出は次の第1号又は第2号に掲げる方式により行い、申請書による申請に基づく給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- （1） 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- （2） 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- （3） 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

第7条 市は、前条の規定に関わらず、令和6年1月2日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことを確認できること、かつ公金受取口座の登録等により振込先口座が確認できる世帯に、支給決定通知書（第4号様式）により重点支援給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、支給口座変更届出書（第5号様式）による登録口座の変更又は受給拒否届出書（第6号様式）による受給の拒否を申し出ることができる。
- 3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、重点支援給付金を給付する。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人としての規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が重点支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第9条 重点支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 市民税非課税世帯への給付のうち確認書及び申請書並びに家計急変世帯への給付に関する申請書の提出期限についても、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し重点支援給付金を支給する。

(重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、この重点支援給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われ

ず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときにおいても、支給を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った重点支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 14 条 重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 15 条 前条までに定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- （1） 以下に掲げる事例であって、かつ、各号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の重点支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。））又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- （2） 申出者の満たすべき一定の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の各号のいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。））及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。））については、市における申請・受給権者とする。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （2） 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精

神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第373号)第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日に

において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式

年 月 日

阿賀野市長

住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策等重点支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金について、年度の住民税課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

年 月 日までにお手続きください。

支給方法
支給口座
支給額

1 以下の項目を確認し、該当する場合チェック欄（□）に『✓』をしてください。

☐ ①世帯の全員が、住民税を課税している他の親族等の扶養を受けていません。
☐ ②世帯の全員が、年度住民税が課税となる者ではありません。
☐ ③既に本給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※①から③までの全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受給できます。

※②は住民税課税となる所得があるのに申告していない方等を指します。

※住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

※提出期限までにお手続きされなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

2 年 月 日以降に生まれた子がいる場合は、記入してください。

	フリガナ	生年月日		フリガナ	生年月日
	氏名			氏名	
1		年 月 日	4		年 月 日
2		年 月 日	5		年 月 日
3		年 月 日	6		年 月 日

- 3 振込みを希望する口座について、以下のどちらか1つのチェック欄（□）に『✓』をした上で、記入してください。選択する項目によって提出書類が変わるため、注意してください。

- ☐ ①世帯主名義の公金受取口座への振込みを希望します。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

必要書類：世帯主の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1つ）の写し（コピー）

世帯主の個人番号（マイナンバーカードの裏面12桁）									

- ☐ ②次の口座への振込みを希望します。

必要書類：通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカード等、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
銀行 信連 信漁連 金庫 農協 信組 漁協	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

- 4 申請日、世帯主氏名、電話番号を記入してください。

記入内容に相違ありません。

年 月 日

世帯主氏名：

（電話番号： （ ） （ ） （ ） ）

- 5 代理人が申請または代理人の口座に振込みを希望する場合は記入してください。

必要書類：代理人の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1つ）の写し（コピー）

代理人（名義人）	フリガナ	世帯主との関係	代理人（名義人） 生年月日	代理人（名義人）住所	
	代理人（名義人）氏名			世帯主と同一世帯の場合は記入不要	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 （ ）	
上記の者を代理人と定め、給付金の ①確認・請求（世帯主以外の方が記入し、世帯主名義の口座へ振込む場合） ②確認・請求及び受給（世帯主以外の方が記入し、世帯主以外の口座に振込む場合） ③受給（世帯主が申請し、世帯主以外の口座に振込む場合） を委任します。 ※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				世帯主氏名	

今後の給付金に関する書類を代理人宛に送付変更しますか（ はい ・ いいえ ）

裏面も忘れずに確認してください

添付書類貼付欄

・表面の3で①を選択した方

世帯主の本人確認書類の写し（コピー）
を1枚貼り付けてください。

・表面の5を記入した方

代理人の本人確認書類の写し（コピー）
を1枚貼り付けてください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、
年金手帳、介護保険証、パスポート等が有効です。

・表面の3で②を選択した方

通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座
名義人を確認できるものの写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

※貼り付ける際、枠内に収まらなくても差し支えありません。

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式

住民税非課税世帯に対する
物価高騰対策等重点支援給付金申請書（請求書）

1 年 月 日時点の世帯員について記入してください。

年 月 日時点の住所が現住所と異なる方は、その時点でお住まいの市町村での住民税課税状況により、支給条件の判断がされます。なお、1 月 2 日以降に国外から転入してきた方がいる世帯は対象外となります。

	フリガナ 氏 名	世帯主 との続柄	生年月日	現住所と 年 月 日時点 の住所が異なる	異なる場合は 年 月 日 時点の住所を記入	年度 住民税課税状況
1		本人	年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2			年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3			年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4			年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5			年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
6			年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

※世帯員が 7 人以上いる場合は、本書をコピーして使用してください。

2 振込みを希望する口座について、以下のどちらか 1 つのチェック欄（☐）に『☒』をした上で、記入してください。選択する項目によって提出書類が変わるため、注意してください。

☐ ①世帯主名義の公金受取口座への振込を希望します。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。
必要書類：世帯主の本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか 1 つ）の写し（コピー）

世帯主の個人番号（マイナンバーカードの裏面 12 桁）									

☐ ②次の口座への振込みを希望します。
必要書類：通帳（見開き 1 ページ目）やキャッシュカード等、振込希望口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
銀行 信連 信漁連 金庫 農協 信組 漁協	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

3 誓約・同意事項について確認してください。

全ての項目を確認し、チェック欄(□)に『✓』をしてください。全ての項目に『✓』がされていない状態で返送した場合、返送をもって誓約・同意したものとみなします。

☐	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金(以下、「給付金」という。)の支給要件に該当します。給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。 ア 基準日(年 月 日)において、当市に住民登録があり、世帯の全員が令和6年度住民税が非課税である。 イ 世帯の全員が、 年度住民税を課税している他の親族等の扶養を受けていない。 ※税法上の扶養を指します。扶養を受けているかどうか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。 エ 世帯の中に、 年1月2日以降に国外から転入してきた者はいない。
☐	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☐	既に本給付金の支給を受けた世帯(未申請・辞退を含む)の世帯主であった者を含む世帯ではありません(他自治体において同様の要件で支給された給付金を含む)。
☐	給付金の給付要件の有無を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
☐	公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
☐	この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
☐	市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、支給決定から1か月以内に市が申請・請求者に連絡・確認ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
☐	給付金の支給後、本申請書の記載事項が虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

4 申請日、世帯主氏名、電話番号を記入してください。

阿賀野市長 様

3に記載の全てに誓約・同意の上、申請します。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

電 話 番 号

5 代理人が申請または代理人の口座に振込みを希望する場合は記入してください。

必要書類：代理人の本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1つ)の写し(コピー)

代理人 (名義人)	フリガナ	世帯主との関係	代理人(名義人) 生年月日	代理人(名義人)住所	
	代理人(名義人)氏名			世帯主と同一世帯の場合は記入不要	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と定め、給付金の ①確認・請求(世帯主以外の方が記入し、世帯主名義の口座へ振込む場合) ②確認・請求及び受給(世帯主以外の方が記入し、世帯主以外の口座に振込む場合) ③受給(世帯主が申請し、世帯主以外の口座に振込む場合) を委任します。 ※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				世帯主氏名	

今後の給付金に関する書類を代理人宛に送付変更しますか (はい ・ いいえ)

裏面も忘れずに確認してください

添付書類貼付欄

・表面の **3** で **①** を選択した方

世帯主の本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

・表面の **5** を記入した方

代理人の本人確認書類の写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等が有効です。

・表面の **2** で **②** を選択した方

通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）を1枚貼り付けてください。

※貼り付ける際、枠内に収まらなくても差し支えありません。

第3号様式（第6条関係）

第3号様式

住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策等重点支援給付金
（家計急変世帯分）支給申請書（請求書）

1 年 月 日時点の世帯員について記入してください。

	フリガナ 氏 名	世帯主 との続柄	生年月日	年 月 日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記載)	年 月 以降家計急変 があった者
1		本人	年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		
5			年 月 日		
6			年 月 日		

※世帯員が7人以上いる場合は、本書をコピーして使用してください。

2 振込みを希望する口座について、以下のどちらか1つのチェック欄（□）に『✓』を入れた上で、記入してください。

☐ ①世帯主名義の公金受取口座への振込を希望します。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

世帯主の個人番号（マイナンバーカードの裏面12桁）											

☐ ②次の口座への振込みを希望します。

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
銀行 信連 信漁連 金庫 農協 信組 漁協	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義人（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			

裏面も忘れずに確認してください

3 誓約・同意事項について確認してください。

全ての項目を確認し、チェック欄（□）に『✓』をしてください。

☐ 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金（家計急変世帯分）（以下、「給付金」という。）の支給要件に該当します。給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。 ア 世帯の全員が、年度住民税非課税水準相当である。 イ 世帯の全員が、年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。 ※税法上の扶養を指します。扶養を受けているかどうか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。 エ 世帯の中に、令和6年1月2日以降に国外から転入してきた者はいない。
☐ 既に本給付金の支給を受けた世帯（未申請・辞退を含む）の世帯主であった者を含む世帯ではありません（他自治体において同様の要件で支給された給付金を含む）。
☐ 給付金の給付要件の有無を審査するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
☐ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
☐ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
☐ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、支給決定から1か月以内に市が申請・請求者に連絡・確認ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
☐ 給付金の支給後、本申請書の記載事項が虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

4 申請日、世帯主氏名、電話番号を記入してください。

阿賀野市長 様

3に記載の全てに誓約・同意の上、申請します。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

電 話 番 号

5 提出書類について確認してください。

☐ 簡易な収入（所得）見込額の申立書（別紙）
☐ 任意の1か月の収入状況を確認できる書類の写し（コピー） ※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類等を用意してください。
☐ 任意の1か月の収入状況を確認できる書類がない場合 怪我や病気による収入減少：医師の診断書の写し（コピー） 退職に関する事象による収入減少：離職票又は健康保険資格喪失連絡票の写し（コピー） 上記書類がない方：収入の状況確認に係る書類提出不能申立書（別紙）
☐ 表面2で①を選択した方 世帯主の本人確認書類の写し（コピー） ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をいずれか1つ用意してください。
☐ 表面2で②を選択した方 受取口座を確認できるものの写し（コピー） ※通帳（見開き1ページ目）やキャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるものの写し（コピー）をいずれか1つ用意してください。

別 紙

簡易な収入（所得）見込額の申立書

○「住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策等重点支援給付金（家計急変世帯分）支給申請書（請求書）」と一緒に提出してください。

① 以下の項目を確認しチェック欄（□）に『✓』をしてください。
☐ 私の世帯は、予期せぬ事態により家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

② 申請書の 1 年 月 日時点の世帯員に記入した者 全てについて記入してください。										
	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する 者の数 ①	年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入が減少 した年月 ④	任意の 1 か月の収入⑤			年間収入 見込額 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円
6		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	万円

(記入上の注意)

①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居に関わらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)

②「年度住民税課税状況」の欄は、該当する項目のチェック欄（□）に✓をしてください。

③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック欄（□）に✓をしてください。

④「収入が減少した年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった 年 月以降の任意の 1 か月を記入してください。

⑤「任意の 1 か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった 年 月以降の任意の 1 か月の収入を記入してください。

給与収入	給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入のいずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。ただし、年金収入について2か月分まとめて記入した場合は6倍した金額となるほか、雇用形態等により倍数は変動となります。

⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円以下	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養	250.0万円未満
配偶者・扶養親族（1名）を扶養	137.8万円以下	配偶者・扶養親族（計5名）を扶養	290.0万円未満
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	168.4万円未満	配偶者・扶養親族（計6名）を扶養	330.0万円未満
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養	210.0万円未満	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※給与収入の場合

③ 年間所得（見込）により申し立てる場合、申請書の 1 年 月 日時点の世帯員に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得限度額 ⑫
	氏 名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等の経 費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	万円
2		円	円	円	円	円	万円
3		円	円	円	円	円	万円
4		円	円	円	円	円	万円
5		円	円	円	円	円	万円
6		円	円	円	円	円	万円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① A×12 の額（給与収入分）が 162.5 万円以下 → 55 万円
 ② A×12 の額（給与収入分）が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分×40%－10 万円
 ③ A×12 の額（給与収入分）が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分×30%＋8 万円
 ④ A×12 の額（給与収入分）が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分×20%＋44 万円

⑨「事業収入等の経費」欄には、以下により控除額を計算の上、記入してください。

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当を記入してください。
 ②帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65 歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
 : 130 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27 万 5 千円
 : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68 万 5 千円
 (65 歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
 : 330 万円以上 410 万円以下 → 公的年金等収入分×0.25＋27 万 5 千円
 : 410 万円以上 770 万円以下 → 公的年金等収入分×0.15＋68 万 5 千円

⑪「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「対象者本人」「同一生計配偶者（所得金額 38 万円以下の者）」「扶養親族（16 歳未満の者も含む）」の合計人数です。

<早見表>

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0 万円以下	配偶者・扶養親族（計 4 名）を扶養	166.8 万円以下
配偶者・扶養親族（1 名）を扶養	82.8 万円以下	配偶者・扶養親族（計 5 名）を扶養	194.8 万円以下
配偶者・扶養親族（計 2 名）を扶養	110.8 万円以下	配偶者・扶養親族（計 6 名）を扶養	222.8 万円以下
配偶者・扶養親族（計 3 名）を扶養	138.8 万円以下	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0 万円以下

※給与収入の場合

第4号様式（第7条関係）

第4号様式

年 月 日

阿賀野市長

住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策等重点支援給付金支給決定通知書

日頃から、市福祉行政に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金について、 年度の住民税課税状況に基づき、本給付金の支給対象者に該当するため、支給予定額をお知らせいたします。この通知に基づき支給を受ける方は、本通知書をもって給付金決定通知とし、以下の内容のとおり

 年 月 日（ ）に給付金を振込みます。

支給方法は、原則として過去に給付金を支給した口座への振込みとなります。

支 給 額

支 給 口 座

口座名義人

本給付金の振込先の変更を希望する方は、同封の支給口座変更申出書を記入の上、提出してください。**変更がない場合は提出不要です。**

なお、過去の給付金を公金受取口座で申請された方で、支給後に公金受取口座の変更をした場合は、改めて支給口座変更申出書の提出が必要となります。

また、支給対象となる世帯に当てはまらない場合や、本給付金の支給を辞退する方は、下記お問い合わせまで御連絡ください。

支給口座変更等申出期限： 年 月 日（ ）

※提出が間に合わない場合は、御連絡ください。

記

第 5 号様式（第 7 条関係）

第5号様式

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金 支給口座変更申出書																								
阿賀野市長 様																								
※記入内容に相違がないことを確認し、支給口座の変更を申し出ます。																								
1 世帯主																								
(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日		住 所																				
		年 月 日		日中に連絡が可能な電話番号 ()																				
2 新規振込先指定口座(原則、1 の申出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)																								
次のどちらか1つのチェック欄(□)に『✓』を入れてください。選択した項目によって提出書類が変わります。 下欄「提出書類」を確認してください。																								
☐ ① 公金受取口座への振込みを希望																								
世 帯 主 の 個 人 番 号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																								
☐ ② 指定の金融機関口座への振込みを希望																								
【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。																								
金 融 機 関 名 1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		支 店 名 本・支店 本・支所 出張所	分 類 1 普通 2 当座	口 座 番 号 ※右詰めでお書きください。																				
ゆ う ち ょ 銀 行 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。		通 帳 記 号	通 帳 番 号 ※右詰めでお書きください。	口 座 名 義 人 (カ ナ) ※通帳の表記に合わせてください。																				
提出書類																								
☐ 2の新規振込先指定口座で①を選択した方:『世帯主の身分証明書の写し(コピー)』 ※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、 パスポート等の写しなど、いずれか1つを添付してください。																								
☐ 2の新規振込先指定口座で②を選択した方:『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる 部分の写し(コピー)をいずれか1つ添付してください。																								

第 6 号様式（第 7 条関係）

第6号様式

住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金
受給拒否申出書

阿賀野市長 様

- 1 私は、「住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金」の受給について拒否することを、ここに申し出ます。
- 2 本申出により、「住民税非課税世帯に対する物価高騰対策等重点支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

世帯主住所 _____

世帯主氏名 _____

連 絡 先 _____ (_____) _____

本人確認書類添付箇所

※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写しをいずれか1つ貼付してください。